



2019年4月26日

各 位

会 社 名 株式会社モリタホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 尾形 和美  
(コード番号 6455)  
問合せ先 取締役 経理・情報管理本部長  
金岡 真一  
(TEL 06-6208-1915)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年4月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月21日開催予定の第86回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社では、従来からコーポレートガバナンスを経営上の重要な課題と捉えて、必要な体制の強化に努めてまいりました。このたび、執行役員の機能と責任を明確にし、経営のさらなる効率化と透明性の向上を図るため、定款の一部を以下のとおり変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(新設)	<u>第6章 執行役員</u> <u>(執行役員の定員)</u> 第32条 当社は執行役員12名以内を置く。
(新設)	<u>(執行役員の選任)</u> 第33条 <u>執行役員の選任は取締役会の決議によるものとし、分担して執行させる委嘱事項も取締役会の決議で定めるものとする。</u>

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 第32条～第35条 (条文省略)</p>	<p>(執行役員の任期)</p> <p>第34条 <u>執行役員の任期は1年とし、その時期は取締役に至るものとする。</u> <u>2. 取締役会は、執行役員を任期の途中であっても解任することができる。</u></p> <p>(役付執行役員)</p> <p>第35条 <u>取締役会の決議をもって、執行役員中より社長執行役員1名、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第7章 計 算 第36条～第39条 (現行どおり)</p>

## 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日      2019年6月21日(予定)

定款変更の効力発生日                      2019年6月21日(予定)

以上